

東京都廃棄物審議会災害廃棄物処理計画部会

(第 1 回)

会 議 録

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

東京都環境局資源循環推進部

(午前 10時00分 開会)

○堀計画課長 それでは、定刻となりましたので、第1回東京都廃棄物審議会災害廃棄物処理計画部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本部会の事務局を務めます東京都環境局資源循環推進部計画課長の堀でございます。よろしくお願いいたします。

部会の開催に当たりまして、何点か注意事項を申し上げます。本部会はWEBで行います。都庁の通信環境の状況によっては映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ御了承いただければと思います。御発言の際には、まずお名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。チャット機能を使って御発言したい旨を伝えいただいても結構でございます。最後に、傍聴者の方には御発言を慎んでいただきますようお願いいたします。

令和4年12月16日付で、東京都廃棄物条例第24条第2項の規定に基づき、東京都知事から東京都災害廃棄物処理計画の改定について、東京都廃棄物審議会へ諮問がされたことを受けまして、東京都廃棄物審議会運営要綱第7第1項の規定に基づき、本部会が設置されました。本部会は、同運営要綱第7第2項に基づき、東京都災害廃棄物処理計画の改定に向けて、専門事項を調査、審議することを目的とし、東京都廃棄物審議会会長より指名を受けた2名の東京都廃棄物審議会委員と災害廃棄物処理の専門家である3名の東京都廃棄物審議会臨時委員で構成されております。また、同運営要綱第7第4項に基づき、東京都廃棄物審議会会長より宮脇委員が部会長として指名されております。

続いて、定足数の確認でございます。本日は、5名の委員全員の方に御出席をいただいております。委員総数の5名の過半数に達しておりますので、東京都廃棄物審議会運営要綱第6第1項に規定しております定足数を満たしていることを御報告させていただきます。

続きまして、資料の確認でございます。昨日、データを送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

次第の下半分から2ページにわたって記載をさせていただきますけれども、資料として委員名簿から今後のスケジュール等までの合計6点、参考資料としまして、諮問及び諮問の趣旨等々の1-1から参考資料5までの7点となっております。資料の不足等がございましたら、事務局まで御連絡のほど、お願い申し上げます。

続いて、会議の公開について申し上げます。本審議会は、東京都廃棄物審議会運営要綱第9第1項の規定に基づき、WEB上ではございますが、公開といたしますので、御承知おきください。

続いて、委員の御紹介でございます。皆様、50音順で御紹介をさせていただきます。事前に配付しております資料1を御覧ください。

岡山委員でございます。

○岡山委員 お願いします。

○堀計画課長 高田委員でございます。

- 高田委員 高田です。よろしくお願いいたします。
- 堀計画課長 多島委員でございます。
- 多島委員 多島です。よろしくお願いいたします。
- 堀計画課長 宮脇部会長でございます。
- 宮脇部会長 どうぞよろしくお願いいたします。
- 堀計画課長 森委員でございます。
- 森委員 よろしくお願ひします。
- 堀計画課長 続きまして、本日出席しております東京都の幹部職員を紹介いたします。
資源循環推進部長の志村でございます。
- 志村資源循環推進部長 志村です。よろしくお願いいたします。
- 堀計画課長 資源循環技術担当部長の風祭でございます。
- 風祭資源循環技術担当部長 風祭でございます。よろしくお願いいたします。
- 堀計画課長 資源循環計画担当部長の村上でございます。
- 村上資源循環計画担当部長 村上です。よろしくお願いいたします。
- 堀計画課長 資源循環計画担当課長の荒井でございます。
- 荒井資源循環計画担当課長 荒井でございます。よろしくお願いいたします。
- 堀計画課長 一般廃棄物対策課長の海老原でございます。
- 海老原一般廃棄物対策課長 海老原でございます。よろしくお願いいたします。
- 堀計画課長 産業廃棄物対策課長の間瀬でございます。
- 間瀬産業廃棄物対策課長 間瀬でございます。よろしくお願いいたします。
- 堀計画課長 最後に、改めてになりますけれども、計画課長の堀でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入る前に、資源循環推進部長の志村から御挨拶を申し上げます。

- 志村資源循環推進部長 改めまして、資源循環推進部長の志村でございます。

皆様、年末のお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。先日、16日の総会でも御説明させていただきましたが、現行の都の災害廃棄物処理計画策定から5年がたちました。現行の計画策定以降、日本各地では毎年のように風水害が相次ぎまして、中でも平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風等では、災害廃棄物の量も100万トン規模で発生するといった大きな被害をもたらしておりまして、都内でも令和元年の房総半島台風、東日本台風では、区部、多摩部、島しょ部といった地域で被害が出ているような状況でございます。こうした被害の状況も、現行の都の災害廃棄物処理計画の中に盛り込んでいく必要があるのかなという状況でございます。

災害が発生した際に廃棄物を所管する部署といたしましては、やはり早期の復旧復興というところで、災害廃棄物を迅速かつ安全に処理していくというのが最大の使命となるわけございまして、これまで都では、災害対応能力の向上を図るために、都内の自治体にも御協力をいただきながら、被災地の災害廃棄物処理支援として、広島県、それから南房総市などに災害の際の職員派遣を行っております。また、広域処理といたしまして、宮城県の大崎市の災害廃棄物を都内の清掃工場で受け入れて処理をするなど、そういった実際に災害廃棄物を処理するというところを行いまして、それに伴う知見というのもある程度たまってきているところでございます。

また、災害廃棄物の処理については、一義的には区市町村が責任を持って行うわけですが、こうした区市町村に対しまして、毎年訓練、演習を実施いたしまして、区市の災害廃棄物処理計画の策定支援に資するような取組も行ってまいりました。

こうした取組の結果、都内の処理計画策定率は約８割まで上がりまして、都内の自治体の災害廃棄物の処理の対応能力というのも少しずつ向上してきていると考えております。

今回、災害廃棄物の処理に関しまして、知見の深い委員の皆様方にお集まりいただいておりますので、本部会、風水害の対応というものを盛り込んでいくこと、それから災害廃棄物処理計画の最新の情報に基づきまして、より実効性のあるものにアップデートしていきたいといった観点から改定を行うので、こうしたところに皆様の経験に基づく適切なアドバイスをいただければ幸いだと思っております。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日、よろしくお願いいたします。

○堀計画課長 事務局からの冒頭の御説明等は以上となります。

今後の議事進行につきましては、宮脇部会長にお願いいたします。

宮脇部会長、よろしくお願いいたします。

○宮脇部会長 宮脇でございます。おはようございます。

ただいま志村部長より細かく御紹介、お話もいただいたかと思っておりますけれども、平成２９年に東京都で災害廃棄物の計画が立てられました。私もその際にも少しお手伝いさせていただいておりますけれども、時間がたつのも早く、大きく社会の動きも変わってきている中、先ほどのお話にあったように、気候変動関係で東京でも水害等が多くなってくる可能性が高くなってきているということもあり、現況に合った改定が求められてきていると言われております。

また、多摩地区も含めてですが、まだ区市町村の中で計画がまだ進んでいないような自治体もございますので、東京都の改定と併せて、そういうその他都内の全域の状況が整うように、ぜひ委員の皆様方から活発な御議論をいただいた上で、よい方向に取りまとめられればよいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、部会長代理について決めていかなければならないわけですが、東京都廃棄物審議会運営要綱第７第６項で、部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長が指名する委員がその職務を代理すると規定されております。

私から、部会長代理を指名させていただきたいと思っております。今回は、岡山委員に部会長代理をお願いしたいと思っております。岡山委員、委員の皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡山委員 よろしくをお願いいたします。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。先へ進みたいと思っております。

それでは、早速次第に沿って進んでいきたいと思っております。議題の１、議事の（１）ですね、東京都廃棄物審議会災害廃棄物処理計画部会の設置の経緯等について進めてまいりたいと思っております。では、議事次第の（１）について、事務局から説明をお願いいたし

ます。

○堀計画課長 計画課長の堀でございます。資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、災害廃棄物処理計画部会の設置までの経緯でございます。一部繰り返しもございますけれども、現行の計画については、2017年に策定してから5年が経過しているところでございます。この間、大型台風による被害が発生していることでありますとか、本年5月に首都直下地震による東京の被害想定が見直しされたことを受けまして、現行の計画の改定が必要な状況にあるというところでございます。こうした状況から、せんだって12月16日に東京都廃棄物審議会に「東京都産業廃棄物処理計画の改定について」諮問させていただいたところでございます。審議会におきましては、具体的な内容について検討するため、本部会が設置されたという状況でございます。

部会設置の目的等でございますけれども、災害廃棄物処理計画を実効あるものとするために、東日本大震災をはじめとする各地の自然災害に伴う災害廃棄物処理等から得られた教訓、ノウハウを踏まえまして、下に掲げてある事項について検討していただきまして、災害廃棄物処理計画を改定してまいりたいというふうに考えてございます。

1点目としましては、風水害等による災害に伴う災害廃棄物処理のあり方、2点目については、災害廃棄物処理計画の更なる実効性向上に向けた具体的な方策でございます。

続きまして、資料2-2を御覧いただければと思います。近年の大規模災害における災害廃棄物発生量等を記載させていただいております。左側から災害発生年月日、名称、種別、損壊家屋数、災害廃棄物量の順で並べさせていただいております。

阪神・淡路大震災以降でございますけれども、平成7年以降は震災被害が多くなっておりましてけれども、30年7月以降については水害が多くなっているところが見てとれるかなという状況でございます。

続きまして、1枚お進みをいただきまして、首都直下地震等による東京の被害想定でございます。こちら、本年5月に公表されたものでございまして、本計画で発生量等を計算する上での対象とする地震災害としまして、都心南部直下地震、それから下段に多摩東部直下地震の震度分布等を示させていただいております。

上段の都心南部直下地震の震度分布につきましては、震度6強以上の範囲が区部の約6割に広がるということでございまして、都内で最大規模の被害が想定される地震になってございます。この地震によりまして、建物被害、全壊・半壊・焼失棟数は41万棟程度、避難者数については300万人程度が想定されております。

また、多摩東部直下地震につきましては、こちらは、多摩地域で大きな被害が想定される地震でございまして、建物被害としましては38万7,000棟程度、避難者数としては275万人程度というところが想定されてございます。

続きまして、次ページにお進みをいただき、首都直下地震等による東京の被害想定でございます。災害廃棄物発生量の比較になってございますけれども、左側が全壊の被害想定で、平成24年に公表されたもの、右側が今回改定されたものとなっております。全体的に耐震化ですとか出火防止対策が進んだことによりまして、全壊棟数、焼失棟数などが前回から3から4割減少しているという状況でございます。

続きまして、都内廃棄物処理施設の処理可能量の変化でございます。上段が前回計画

時、今回計画の改定時と、下段が今回の改定のタイミングでのものということになっております。こちらについては、左側から災害廃棄物発生量、焼失施設の処理可能量、破碎施設の処理可能量ということになってございまして、災害廃棄物発生量と一番右側の破碎施設の処理可能量を御覧いただきますと、おおむね破碎施設の処理可能量のほうが上回っている状況にあるということでございます。

続きまして、次ページでございまして。国の動向をまとめさせていただいております。

まず、災害廃棄物対策指針につきましては、平成30年3月に改定をされておりました。改定の概要としましては、法改正を受けた計画、指針の位置づけの変化への対応。近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応に繋がる事項の充実。平時の備えの充実といった観点から改定がなされております。

次ページにつきましては、各種手引、マニュアル等を一覧表の形でまとめさせていただいております。

簡単ではございますけれども、御説明は以上となります。

○宮脇部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御紹介いただいた（１）の内容について、御意見、質問等はございますでしょうか。いかがでしょうか。

全体的な方針についての説明ということで、最初のシートで二つぐらい改定の目的とかを御紹介いただいております。全体的に風水害のところとかですね。多島委員、もう既に手が挙がっていますね。

多島委員、よろしく願いいたします。

○多島委員 ありがとうございます。御紹介いただいたスライドの４枚目ですかね、新しい被害想定に基づく災害廃棄物発生量の推計をお示しいただいておりますが、この推計の方法について、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○宮脇部会長 よろしいでしょうか、お願いしても。大丈夫でしょうか。

○堀計画課長 申し訳ございません。今、ちょっと確認をさせていただきますので、後ほどお答えをさせていただければと思います。申し訳ございません。

○多島委員 この新しい建物被害の出し方ではなくて、建物被害を基にどのように災害廃棄物量を推計されたかという質問でした。お願いいたします。また後ほどで結構です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。方向性などについても先ほど御紹介いただいたんですが、その辺り、特に御質問とかよろしいでしょうか。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員 方向性に関しては、御説明、よく理解できました。

私、環境省さんのほうで全国の災害廃棄物処理計画の改定に関するモデル事業みたいなものにも幾つか関わっているんですけども、大体視点としてそういうところでは三つというふうに挙げられていまして、一つは、時代の流れによる、計画が最初につくったときからの時間経過によって、この発生量推計の見直しもそうですけど、こういった別の部分での数字が変わったり、あるいは法令等が変わったりといったことで、現行計画とその現状に乖離が出てくるというところの乖離をなくすという、一番がその乖離を

なくすという視点で、2番が気候変動といいますか、そういう風水害も増えたというので、そこにまだ記述が十分でないということなんかがあるので、計画のある程度守備範囲を広げるといとか、幅を広げるといのが2番目の視点で、3番目が、いろいろ災害が起きた中で、いろんな教訓ができてきているということで、そこで実効性を高めるといような、深掘りをするみたいなどころがあるので、今、ここの資料にありますけども、今、部会では1番、2番というふうに書いておられて、これが私が今言った2点目と3点目に当たるということに、プラスアルファ、乖離をなくすといとか、現状との整合を取るということがあって、乖離をなくす、幅を広げる、深掘りをするといような形が基本的なスタンスかなと思うので、そういうことに沿って、この部会でも物事を考えていけばいいのかなというふうなことで、コメントといとか、何か事務局の御説明のちょっと応援みたいな感じになりますけれども、こういう形で充実していくことができればいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○宮脇部会長　ありがとうございます。方向性について詳しくお話しただいて、私もまたよく分かってよかったです。ありがとうございます。

それでは、岡山委員、よろしいですか。

○岡山委員　ありがとうございます。全く同じところなんですけれども、この部会の設置目的ですね、今回は都の災害廃棄物処理計画の改定を目指すものですので、国の指針においても、まず都の東京都災害廃棄物処理計画においては、都の役割を明確化するというのがすごく重要だろうというふうに考えています。その中でも都下で水害が起こったときにどうするかということなんだと思うんですね。

ところが、災害廃棄物処理というのは、御存じのように全て基礎自治体が、被災した自治体が基本的には主体となって処理しなくてははいけませんので、そういう意味では、都の役割というのは、一義的にはやっぱり支援になるのではないかというふうに考えております。と同時に、都下でまだ計画を全然策定していないところもまだ幾つかありますので、そちらに対する策定の支援と、並びに、実効性があるものとなるように、何らかのマニュアルのようなものも含めて、策定の支援をしていくということが都の役割であろうというふうに考えておりますが、まずそれでよろしいでしょうかということが一つです。

二つ目なんですけど、私も基礎自治体の計画に携わった者としては、どうしても都下の基礎自治体については、大きな災害が自分の自治体内で起こってしまったときに、ちょっと自分でやるのはかなり難しいだろうということで、基本的には、都にかなり支援をお願いすることも、仕方がないんですが、なるようなことをにおわせている計画が、今、多いんじゃないかというふうに思うんです。それについても、都は積極的に、できるだけそれを受け止めて応えていこうとするのか、それとも一つ一つの自治体に、それなりに対応能力を高めていってもらうような計画にするのかという、この方向性です。そこをちょっとお話しただけならありがたいと思います。

以上です。

○宮脇部会長　岡山先生、ありがとうございました。ただいま設置の目的の件と各区市町村ででしょうか、こちらの、積極的に受け止めるのか、対応能力を高めてもらうのかの視

点であったかと思しますので、少しコメント等をよろしく願いいたします。

○堀計画課長 計画課長、堀でございます。御意見等ありがとうございました。

まず、高田委員のほうからおっしゃっていただきました３点の視点につきましては、私どももまさにそのとおりだというふうに思っておりまして、今後の部会等を通じて中身を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

岡山委員からの御意見でございますけれども、都としまして、自治体に対する支援というのは実施しているところでございまして、例えば冒頭の部長の御挨拶で申し上げました訓練ですとか、あと災害廃棄物処理計画の策定に当たって財政支援というものも実施をしているところでございます。

都としましても、やはり一義的には基礎的自治体である区市町村のほうでそれは頑張っていたきたいというふうに考えておりまして、そのためにも、今、訓練等の支援を行わせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

高田委員、手は挙がっているのでしょうか。

○宮脇部会長 それでは、森委員、よろしく願いいたします。

○森委員 皆さん発言されているので、せっくなのでというところもあります。先ほど、岡山委員が発言されたこと、まさに私も本当に同じことを感じております。

全体の方向性ということなので、ここで発言するのがいいかなと思うんですが、特に今日の会議でも、後半のところでは置き場の話とか、それから市民への普及啓発の話が論点に入ってきていると思います。この辺りは、もう本当に都が動くというよりは、市区町村、区市町村がどう動くか、実施主体がやっぱりなかなか都が直接手を出せるところではない部分も今日の論点に入っているかと思うんですね。

もちろん、この東京都の計画として都はどうするんだという話を今日はするわけですが、一方で、区市町村にどう動いてほしいんだというメッセージのようなものがこの計画の中か、もしくはこの作るプロセスの中か、もしくはこの計画ができた後に、恐らく区市町村にこういうものができましたという報告をすると思うんですが、いずれかの段階で、都はこう考えていて、区市町村の皆さんにはこういうことをお願いしたいんだというメッセージが明確に伝わるような形で議論がまとめていければ、全体の方向性としてはいいのかなと思っています。

以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。もうコメントということですが、何かもしあれば、都のほうからも御回答ください。

○堀計画課長 後ほど別の資料でも出てきますけれども、現行計画の都ですとか区市町村、それから事業者等の役割分担については、整理をさせていただいているところでございます。この役割分担についても、ここ数年の動きなどで修正が必要な部分もあろうかと思しますので、そちらでまた御議論をいただきまして、現状に即した形に修正を加えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。

今、皆様からお言葉があったように、幾つかの方向性ということで、幅を広げるとか深掘りとか、高田委員からの三つのというところが非常に大事だったかと思えますけれども、東京都の設置の目的と書かれているところもおおむね委員の皆様方が考えられている方向と同じかなというところかと思えますので、少しずつ修正点とか細かなところは別として、大きな方向性は、都で今計画されている方向でよろしいというような感じかなというふうに、私のほうで受け止めております。

また、細かなところ、今日だけではないんですけれども、資料を見ながら、少し提案を受けて、皆さんと議論していければなというふうに思っております。

大事なところは、基本的には処理自体は区市町村ということで、大きな東京都の計画と、それから先ほど幾つか御意見、お話が出ていましたけれども、支援ですね、各市町村への支援とか訓練とか計画がまだできていないところに策定支援と、様々なことをしていくという方向だったかと思えます。

もしよろしければ、皆様、その他、追加の御意見がなければ、少し先へ進んでみようかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○宮脇部会長 それから、最初に出ていた多島委員からのお話の件、もし、もう分かっていたら教えてください。お願いします。

○堀計画課長 はい。御説明させていただきます。

○事務局 それでは、事務局のほうから御説明させていただきます。

災害廃棄物発生量なんですけれども、木造、非木造、焼失とそれぞれ分けて出しております。木造で言えば、1棟当たりの発生量に木造の全壊棟数と木造の半壊棟数2分の1を掛ける形で出しております。非木造につきましても同じような形になっております。焼失につきましては、1棟当たりの発生量に対して焼失棟数を掛けているという形になっております。こちらは1棟当たりの発生量なんですけれども、統計年鑑に基づきまして、1棟当たりの床面積を出しまして、被害建物の床面積を算出して、中央防災会議の床面積当たりのトン数にこちらを掛けることで、1棟当たりの発生量を出しているという形になってございます。

以上となります。

○高田委員 ありがとうございます。0.6トン/平米とか、そういう数字ですかね、構造について。

○事務局 はい。おっしゃるとおり0.6で、非木は1.0、火災が0.23という形になってございます。

○高田委員 これで建物被害は木造、非木造を分けて見ておられるということですね。

○事務局 はい。

○高田委員 また、木造、非木造でどういう割合で被害を想定されているかというのもどこかのタイミングで教えていただければと思います。

○事務局 はい、承知しました。

○宮脇部会長 どうもありがとうございました。

それでは、少し進みたいと思います。また後ほど、最後のほうで遡って御意見とか御

質問をいただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、続けまして、次第の（２）ですね、計画改定において対象とする災害と災害廃棄物についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

○堀計画課長　また計画課長の堀より御説明をさせていただきます。

計画改定において対象とする災害と災害廃棄物でございますけれども、まず、対象とする災害につきましては、上段の表で示させていただいております。

今回、風水害について御議論をいただくというところですが、このほかにも土砂災害ですとか、竜巻、火山災害につきましても、一定程度の整理をしていきたいというふうに考えております。

まず、水害につきましては、発生量推計と処理の考え方について整理をしていくと。土砂災害でございますけれども、土砂は自然物でございますして廃棄物ではないというところがございまして、土砂と混合し発生した災害廃棄物の処理の考え方については整理をしていきたいというところでございます。また、竜巻についても整理をしていきたいと。火山災害につきましては、火山灰は自然物なので廃棄物ではないというところでございますけれども、灰が降灰したことによって発生した災害廃棄物の処理の考え方については整理をしてまいりたいというふうに考えてございます。

本計画の対象とする災害廃棄物でございますけれども、基本的には現行計画と同様でよろしいのかなというふうに考えているところではございますけれども、一般廃棄物のうちの災害廃棄物ということで、資料の赤枠で囲まさせていただいているところの、例えば被災した住民の排出する生活ごみでございますとか、避難施設で排出される生活ごみ、それから片付けごみ等々といったところが対象になるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○宮脇部会長　ありがとうございます。

ただいま御紹介いただいた資料３の内容ですけれども、いかがでしょうか。計画の改定についてということで整理するということです。基本的には、震災については、もう前回の計画は東日本震災の後に計画されておりますので、丁寧に作成されているんですが、ここに上げているものについては、あまり記載がなかったということかと思います。私があんまりしゃべっても仕方がないので、すみません。

それでは、委員の皆様方から質問、また意見などがございましたらよろしくお願いいたします。

そうですね、多島委員、まずよろしくお願いいたします。

○多島委員　御説明ありがとうございます。災害の種類で台風とかはいかがでしょうか。最近、房総半島のほうで台風が起きて、例えば大規模な停電があって、それに伴って廃棄物処理施設もしばらく稼働できないような状況が発生したりですとか、あるいは大阪のほうでも台風が起きた際には、倒木等がかなり発生して、その処理の対応に当たる必要があったというところもありますので、それがこのどこかに含めて整理されるのか、今回は議論の対象になっていないのか、この辺り、教えてください。

○宮脇部会長　ありがとうございます。

回答をお願いいたします。

○堀計画課長　御質問ありがとうございます。台風につきましては、この水害のところに

含まれるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○多島委員 ありがとうございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

それでは、高田委員、お願いいたします。

○高田委員 私は、この下のほうの表でちょっと確認したいんですけども、今回はこの前回とほぼ同様ということで、この災害廃棄物のこちらの範疇の赤で囲まれた部分について、この計画では検討を行うということは、これはよく分かるんですけども、一方で、この枠から外れた部分の家庭ごみ、し尿とか産業廃棄物とか、こういったものについて、災害が起きたときにどういうふうに対応するかということについても、生活環境保全上は結構重要なことだと思いますので、この辺りについては、別途、都のほうで何か計画されるとか、検討されるというようなことがあるのかなということを確認というか、これもある意味別の場かもしれないですけども必要なんじゃないかなと。

例えば産業廃棄物とかの処理施設とかが、例えば災害で被害を受けたときに、産業廃棄物はうまく処理できなくなったというような形になると、これはこれでまた多分、生活環境保全上、支障のある事態が起きる可能性もあると思いますし。それから家庭ごみ、し尿については、衛生上の観点から、これも災害が起きたときには、速やかにちゃんと処理しないといけないというような話になると思いますので、この辺の観点については、また別途検討するという事なんではないでしょうか。そこを確認させていただきたいと思います。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

どうぞよろしくをお願いします。

○堀計画課長 御意見、ありがとうございます。御指摘の部分につきましては、現時点では本部会では議論する予定にはしてございませんでしたけれども、ちょっと今後、本部会で議論するのがいいのか、それとも別の場で議論するのがいいのかというところを少し検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○高田委員 よろしくをお願いします。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

岡山委員、よろしくをお願いいたします。

○岡山委員 ありがとうございます。同じくこの部分ですみません。もしよろしければ教えていただきたいんですが、例えば水害でも震災でも、多島委員がおっしゃったように、停電したり断水したりということで、副次的に出てくる災害ごみというものもたくさんあります。

例えば一番上のところの被災した住民の排出する生活ごみの中で、片付けごみの中で、最初に例えば出てくる冷蔵庫の中身といったものは、生ごみなわけですね。これも一義的には、この災害廃棄物の中に含まれていると思うんですけども、このアスタリスクのところ、その例えば冷蔵庫の中身の生ごみとか、あるいはそのときにたまたま家の中にあった可燃ごみでごみ箱の中にあったものとかいうのは、厳密に言うと補助金の対象外になるということなんではないかということと、同じく避難所もそうで、避難所が

開設されて、その中では皆さん生活されるので、それなりにごみが出るわけです。そこに仮設トイレが設置されれば、そのし尿については、災害廃棄物の補助金の対象となると、多分下のほうにあるもので理解できるんですが、その他の出てくる生活ごみの中で、例えば段ボールだとかその他もろもろ、そういったごみについては、補助金の対象外だという。同じところから出てくるんですけれども、その物によって、補助金の対象だったり対象にならなかったりということなんでしょうか。その場合は、それをどうやって分けるんですかね。ということをお願いいたします。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○荒井資源循環計画担当課長 荒井のほうからお答えさせていただきます。

避難所生活等々で、当然その区市町村のほうで通常の施設工場から処理が回っている場合には、普通の生活ごみという形で処理できますが、当然、大規模な災害で処理が滞った場合には、当然生活環境保全上、特に処理が必要という形で区市町村が指定した場合には、こういったごみも当然補助金の対象として認める可能性はありますので、その場所、場所によった判断になるかなと思います。

これは、想定しているのは、あくまで通常の処理ができるという家庭であれば、当然対象になりませんよというような書きぶりでございますので、岡山先生がおっしゃったように、そういう事情があつて、生活保全上、これは支障を来すということになれば、当然災害廃棄物の中で処理していく形になるかなと思っております。

以上でございます。

○岡山委員 ありがとうございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

一つ、私のほうからちょっと質問というか、すみません、取りまとめというか司会進行役が質問していかどうか分かりませんが。火山災害とか、先ほど土砂とかの、確かに土砂と灰は自然物なんですけど、実際に大きな火山噴火でというと、もう東京都だと一つの山しかあんまり想定されないかと思うんですが、その場合に、多量の灰が都内に降ってという場合に出てきて、例えば道路上に堆積したものを道路の部局とかその区市町村で除去したものというのは、これは廃棄物にはならないということでしょうか。そういうことなんです。

○堀計画課長 はい、そのように考えております。

○宮脇部会長 そうすると、例えば道路の清掃とかをした際に、道路の木の葉とか、こういうものは全部自然物ですけど、廃棄物扱いかなと思ったんですが、この辺も何かちょっと、もし分かれば、そのうちお知らせいただければと思います。ありがとうございます。

○堀計画課長 承知しました。ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○宮脇部会長 すみません。高田委員、よろしく願いいたします。

○高田委員 今の宮脇委員のお話なんですけど、私、鹿児島市さんの災害廃棄物の処理計画の策定をちょっとお手伝いしたことがありますして、それで知っているんですけど、あそこでは、桜島は始終灰をまき散らしているので、あの場合には、何か灰は灰で別の袋

がちゃんと用意されていて、灰捨場というのが、それこそ国交省のほうの何か管轄で、廃棄物の処分場とはちゃんと別に用意されているというようなことがあるようなので、そういう形のやっぱり何か扱いとか区分を考えて割り切って、ただ、火山灰がこの降灰によって、例えば、火山礫が飛んできたことによって家が壊れたりとかすると、そいつ自体は、その壊れた家自体は災害廃棄物ですよというような形の何か解釈で通しているという形で、それによって、その破損するときは、被災するお家の災害廃棄物の量みたいなものは推計されているというような形になっていたと思います。

以上です。

○宮脇部会長　ありがとうございます。了解です。理解いたしました。

そのほかいかがでしょうか。対象範囲の紹介でありましたけども、大体皆様、よろしいでしょうかね。御理解いただいたということと、質問も今、幾つか出たかと思います。

もしよろしければ、少しまた進めてみたいと思います。それではまた説明を続けていただこうかと思います。

続いてですけれども、その先が少し細かくなってくるかと思います。続けて、3番目ですね、検討事項についてというところに入りますけども、第1回の部会は、改定に当たって検討すべき事項の論点整理を行うということです。各検討事項の詳しい議論は第2回、第3回で論点の整理などを、ごめんなさい。部会で細かいことは行っていきたいと思っています。

検討事項ですね、これからボリュームが結構ありますので、風水害への対応強化の部分までと、それから災害廃棄物処理計画の更なる実効性向上に分けて質疑を行いたいと思います。

まずは、風水害への対応強化についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

○堀計画課長　計画課長、堀でございます。風水害等への対応強化ということで、検討事項について御説明させていただきます。

まず、検討事項の1点目といたしまして、発生量推計の取り扱いについてでございます。国のほうで定めております災害廃棄物対策指針の技術資料によりますと、推計の目的としましては、「処理すべき災害廃棄物量の規模感を得るとともに、一定の目標期間内に処理を完了するための品目毎の処理・処分方法を示した処理フローを、平時において具体的に検討するために推計を行う。」というふうにしてございます。

一方で、留意点としまして2点ございまして、発災前に得られる推計値は、あくまでも想定した被害のもとでの推計値なので、災害時に実際に発生する災害廃棄物の量とは一致しないということ。それから、前提条件を適切に把握しまして解釈していくことが重要であるということが示されております。

こうした中で、論点例といたしましては、計画において、水害時の発生量推計をどのように扱うのが望ましいかということでありまして、発災前、発災後の発生量推計に当たって、どのような点に注意をすればいいかといったところが挙げられるかというふうに考えてございます。

次ページは、参考としまして、発生量推計が想定する河川についてでございます。区部については、荒川水系荒川、多摩部については、多摩川推計多摩川等々というものを

図で、国交省さん等の図で示させていただいているところでございます。

この両河川につきまして、災害廃棄物の発生量を今後推計してまいりたいというところでございます。

続いて、風水害等への対応強化の検討事項２点目でございます。処理の考え方等の整理についてということで、大規模な震災がございますと、発災から７２時間程度は人命救助等が優先されるということでございまして、災害廃棄物処理業務が本格的に動き出すのは、発災後数週間程度を経ってからになるかなというふうに考えられてございます。

一方で、風水害については、発災直後から災害廃棄物処理業務が本格的に動き出すということが想定されます。

下に表をつけさせていただいておりますけれども、これは、熊本県さんの計画によって、地震災害と水害がそれぞれ排出のされ方、発生しやすい廃棄物、廃棄物の性状といったことで整理をされております。

論点例といたしましては、風水害における処理の考え方等を整理する上で、押さえておくべき特徴などは他にないかというところが考えられるかなというふうに考えてございます。

次ページは、参考としまして、地震災害と風水害における災害廃棄物の例ということで、ぱっと見、あまり違いがないように見えますけれども、風水害のほうだと土砂が付着される廃棄物が多く見受けられるといったところかなというふうに考えてございます。

御説明は以上でございます。

○宮脇部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいま御紹介いただいた風水害の対応強化ということで、検討事項の１と２と二つの事項について意見を求められておりますので、この辺りについて、各委員からお話を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

まず、発生量辺りからでしょうかね。まだ細かな発生量の推計値が出ているとかではないんですけれども、方向としてということで御紹介いただいて、今、ちょうどシートを出していただいておりますけれども。この辺りの論点ですね、発生量の推計値をどう扱ったらいかなというようなところで、何か考えていらっしゃるような御意見とかあればですね。ありがとうございます。

それでは、多島委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○多島委員　ありがとうございます。では、まず発生量推計のところですが、そうですね、次のスライドのところ、今、被害想定が示されていると思います。恐らく水害廃棄物量の推計は、全壊棟数、半壊棟数等をまず推計した上で、それに下に書かれている原単位を掛けて求めていくということを今、想定されているかと思いますが、ここの被害棟数というのが、もう国交省ですかね、違うか、都市整備局のほうですかね、のほうで示されているのかどうか。この浸水深と浸水範囲、ここの図からどのように被害棟数を求めていくのかというところを一つ教えていただきたいということと、この想定最大規模のこの浸水範囲、浸水深ということの意味自体も明確に理解していく必要があるかなと思ってしまして、これはあれですね、一つの水害でこれだけの浸水が起きるというものではなくて、この河川でいろんなところで破堤させていったときに、最大の浸水が発生するようなものを重ねていったときに、これだけ最大で水が浸かってしまい

ますよという意味かなと理解しているんですけども、そういう意味では、本当にこれだけの被害が1回の水害で発生するというものでは、考え方としてはないと思うのですが、この辺りの考え方というのも、計画にあんまり細かく書き込むようなことじゃないかもしれませんが、特に市町村に対して、水害の発生量推計について理解をしていただく上では、きちんと理解としては押さえておく必要があるところかなと思っております。以上です。

ごめんなさい。もう一つありました。あとは、発生の原単位についても、現状、環境省としてオーソライズしているものには、ここの右下に示されている117、23、この辺りの数字になりますので、これを使うということが標準的な考え方かなと思いますけれども、一方で、研究成果として少し新たに検討されているようなところもありまして、そういった最新の成果なんかはどういうふうに取り入れていくかというところも教えていただければと思います。

○宮脇部会長 ありがとうございます。三つほど御意見、質問がありましたけれども。

○事務局 それでは、事務局のほうから、まずは1点目としまして、まず、浸水区域図、こちらは国交省で作られているハザードマップと、あと都市整備局で作られている建物データのJ Sデータを重ね合わせまして、各棟の浸水の高さを算定しましてやっていこうと考えております。

あとは、現在検討中のところもありますけれども、全壊棟数、半壊棟数、床上、床下という形で、それぞれの状況を出しまして、推計していこうと考えてございます。

あと、飛びますけど、3点目ですが、こちら現時点では、おっしゃいますように国のデータを示しているところなのですけれども、全壊と半壊につきましては、地震データ、地震の発生原単位と合わせることでよいのではないかと考えております。また、水害などに関しましては、全壊、半壊になった建物につきましても、必ずしもそれを解体しているかどうかというのは、過去のデータからするとそうではないようなので、解体率みたいなものを掛けまして出すのがよいのではないかと考えてございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。ちょっと二つ目の件で、重ね合わせているのでしょうかという話でしたけど、ちょうど出ている図でしたけど、これは1回の災害で起きるものではないということによろしいんですね。

○事務局 こちらは、1回の災害で最大の被害がということになっているものと、はい。

○宮脇部会長 そういうことですね。先ほどちょうど、先ほどたしか多島委員から複数の事例についてと重ね合わせて最大浸水深とか求められているのかなというような質問だったかと思ったので、分かりました。1回分ということですね。一つの水害でこのぐらい範囲が浸水するというような話ですね。了解です。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○多島委員 すみません。今の点で、ちょっと改めてこの想定最大規模の意味は御確認いただければというところ、お願いが一つと、その災害廃棄物の発生量推計のときに、今の発想としては、片づけに伴うごみの量と解体に伴うごみの量をそれぞれ分けて推計して出していこうという発想だという理解でよろしいですか。解体率というお話があったので。

○事務局 はい。そのような形で考えております。

○多島委員 はい、分かりました。それはすごく何ていうか、そういう推計が実際にできると発災後の対応にはすごく役に立つと思います。やっぱり片付けごみだけでこれぐらい出ることが分かれば、仮置場として取りあえず必要な面積というのも分かりやすくなってくるので。ただ一方で、そういった整理がまだ国としても出ていませんし、ほかの自治体で多分出ていないと思いますので、すごくほかの自治体にとっても参考にしたいような結果になると、参考にされるだろうなという想定で、きちんと検討を進めていければいいかなと思っています。

以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

それでは、岡山委員、よろしくお願いいたします。

○岡山委員 ありがとうございます。すみません。その次のところに行ってもよろしいですか、発生量推計の。

○宮脇部会長 お願いします。

○岡山委員 はい。風水害ということなんですけれども、この中の特に右側ですよ。水害廃棄物をこれまでもずっと見続けてきて思うのは、まず、東京においては、やはり水害の中でもさらに多摩地区と区部では違うんじゃないかなということが一つです。

整理しておいたほうがいいのかなと思うのは、一つには、例えば青梅とか奥多摩であれば、相当に土砂が入るのではないかなというふうに思います。先ほど降灰もごみではないという話もありましたけれども、土砂も一義的に、土砂だけであればごみではないのですけれども、多くの水害現場においては、何ていうんですかね、土砂混じりのごみなのか、ごみ混じりの土砂なのかというものが、本当、非常に多く発生します。これも厳密に言えば、もうかなりのところまでふるって、ごみの部分が全て落とした上で土砂は土砂として処理をするということが必要になるんですけども、それ、相当に手間もお金もかかることになりますので、どこかでその、まあどこまでやるかということも事前に決めておければ、なおいいんですけれども、多摩地区において、特に土砂災害が想定される地域においては、土砂ということも少し注目して整理しておくといいのかなというふうに思っております。

一方で、住宅密集地であるような区部等々においては、そこで浸水をするところというのは、ハザードマップで相当のところって、ある程度予測がつくわけです。ですので、そこからどのくらい片付けごみが出るかということで、先ほどのような推計がされているというふうに理解をしております。

その場合も、ここに書いてあるように1階にあるもの、床上浸水すればもう本当に畳の上に乗っかっているもの全てごみとして出てきますので、何か全部どかさないと、畳も外さないとその床下に入った土砂を取り除けないということもありますし、実際に土砂が入らなかったような都市部であっても、一旦、何か乾かさなくてはいけないので、結局上げなくてはいけないわけですよ。

そうしたときに、私、いつも気になっているのは、片付けごみがやはりすごく水にぬれて重くなっているんで、ここに書いてあるんですが、腐敗しやすいだけでなく、非常に重いんです。そうすると、高齢者が多いということもありますけれども、遠くに持っていけないので、仮置場に持ってこいと言われても持っていけないのが普通です。

そこで写真にあるような状況で、ふだんごみを捨てているようなステーション、結局のところ路上なんです、そこに混雑で積まれてしまうわけですね。ということが必ず起こります。

ですので、その部分にもう少し計画が着目しておいたほうがいいのかというふうに私としては思っております。片付けごみの、もう家屋から排出段階で、既にできれば、できるだけ分別をする形で集積してほしいといったようなことが、計画並びにマニュアルのほうに記載されるというのが、その後の廃棄物処理フローを考えた上でも極めて重要であろうかというふうに考えています。

水にぬれて重いというのもありますし、あとは車両がないですね。車両不足、車両が浸かってしまうこともあり、人員不足、車両不足、重くて腐るので、大きいので、片付けごみの搬出が非常に滞るといったところは、状態として、基本的に把握しておくべきことだというふうに考えています。

以上です。

○宮脇部会長 はい、ありがとうございます。大変重要な指摘かなと思います。地域特性、やはり東京都も区部、市部、それから島しょも含めてですが、かなり違いがあるかなというふうに思います。大事な視点ですね。ありがとうございます。

何かコメントがあれば、東京都のほうから出していただいても結構ですし、特によろしければ意見として。

○堀計画課長 いろいろ参考になる御意見をいただきましたので、ちょっと私どもでどこまでできるかということもあるかと思えますけれども、検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○宮脇部会長 はい、ありがとうございます。具体的には、区市町村がやるところと、東京都がサポートするところとか、御検討ください。

次、森委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○森委員 この一つ前の発生量推計のところについて、1点だけ確認というか、意見なんですけれども、こうした事前の計画で推計される発生量推計というのは、基本的には、どれぐらいごみが出るのかなと、事前の準備に使うための数字かなと思います。

一方で、この水害とかの地震が起きた後にも推計をするという作業があるはずで、それは準備をするというよりは、実際に発生したものをどう見積もって、どう処理していくかという処理のための推計と、全然意味合いが違う推計が2種類あるかなと思うんですね。

今回のこの計画の中では、基本的に今日お示しいただいたのは、この準備のための、最大これぐらい出るんじゃないか、どこで出るんじゃないかという、事前の準備のための推計だと思うんですが、発生した後にどう量を見積もって、恐らく被害の実態のデータから、こうした机上で算出する、プラス、現場を、仮置場を見に行って、この辺りは多分高田委員のほう詳しいと思いますけど、現場を見に行って、どれぐらいのものが出ているとかというのを仮置場の実際にベテランの方が見て、数字とすり合わせをして、だんだん現実に近い値に落としていくと、結構何というんですかね。職人的な作業が毎回されていると思うんですが、ここに対して、都がどこまで何をするのかというところまで、発災後の推計についてどこまで踏み込んでこの計画で書くのか、その辺り、もし

今の想定、考えがありましたら教えてください。

以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。少し御回答いただけるとよろしいかと思います。お願いします。

ちょっと回答が難しそうですか。少し後でも結構ですけど。

○堀計画課長 すみません。少しお時間を頂戴できればと思います。

○宮脇部会長 そうですね。今おっしゃっていただいて、前半は事前、事後の確認ということかと思いますが、後半の実際に机上での確認の量と仮置き、現場での発生量のところについて、これも区市町村が実際に具体的にやるんですけど、都がどこまでやるかというようなところですね。

では続けて、高田委員、お願いいたします。

○高田委員 発生量推計のところでは、1点ちょっと確認したいことがあって、こういうマップから拾っていくような数字で推計をやりましょうということになると、多分区市町村ごとのデータが当然出ると思うとか、その積み上げといたらおかしいんですけども、そういう形になると思うんですね。

そうすると、都の計画の中で、区市町村ごとにこの推計値は幾らですというような形のものをやっぱりバックデータとしてお示しするというような形になれば、区市町村の災害廃棄物処理計画をまた見直しをするときとかに、その数字を使うというようなことが多分出てくると思うんですけども、そういう形でお示しする予定なのか、それとも、そこまではあれなので、都全体の量としてこんな感じですよみたいな形でとどめるおつもりなのかというような、その辺のところをちょっとお伺いしたいという確認が1点です。

それから、2点目は全然違う観点というか、この1番、2番の話というよりは、もう少し枠を広げて、私は思うんですけども、風水害の対策というのは、今のお話だと、どれぐらいの量が出ますかと、出てきたものをどう処理しますかということの観点での今御説明だったと思うんですけども、ある意味、風水害の対策は気候変動適応だというふうに私は思っていて、風水害の場合、当然事前に特別警報とか、いろんな気象警報も出るわけなので、そういう形で、いわゆる水害が起こることは、まずまず前提として事前にとっておくべき対策みたいなものもたくさんあると思うんですよ。廃棄物処理施設で例えば発電機が地下にあれば、それを浸水しないところに位置を変更するとか、そういうようなことによって、いろいろ災害が起きたときの廃棄物処理への影響を減らすことができるというようなやり方というのは、たくさんあると思います。

今おっしゃったような御家庭でも、例えば浸水する前に大事なものを2階に上げるとか、そういったような行動みたいなものも、いわゆる災害廃棄物のリデュースみたいなことにつながってくるような面が多々あると思うので、そういうものとか、例えば収集車両でも浸水区域に駐車しているのであれば、浸水しない区域に車を止め直すとか、そういうことの対策もあると思います。

そういったような感じの気候変動適応の観点からの何かできることもちゃんとやっておきましょうというのを、どこの部分で盛り込むかということもあるんですけども、風水害に対する対応強化ということ全体を考えると、どれぐらい出るかとか、どう処理

するかということ以前のそういう別の観点での対策も、この都としては、計画に何か盛り込めればいいのかというふうに思って聞いておりました。

以上です。

○宮脇部会長 高田委員、どうもありがとうございました。

そうですね。前段のほうは、また回答していただいて、都として、どの程度、どういうデータを出していくかという、細かな区市町村当たりの推計値も出すのかどうかみたいな点と、それから、二つ目は、結構大きな話題でしたかと思いますが、もともとの計画というよりは、事前にできる対応策について、処理施設などの観点と、それから、都民の方に家庭でやっていただくことなどについても書き込んでいったらどうかというようなことだったかと思いますが、いかがでしょうか。何かコメント等、事務局のほうからございますか。

○志村資源循環推進部長 じゃあ、志村のほうからお話しさせていただきます。

この水害の関係、先ほど対象とする水害の河川氾濫ということで、ちょっと台風はどのようなかというような話もありましたけれども、実はこのハザードマップも河川氾濫、洪水のハザードマップでして、これ以外にも、内水氾濫というパターンもありますし、それから、高潮というパターンもあるんですけれども、水害、あまり今の都の災害廃棄物処理計画で書き込まれていないということで、最初に盛り込むに当たって、どこまで書き込んでいいか、もちろんいろんなことを考慮して、全部書き込めればいいんですけれども、まずは、この河川氾濫から対応していくと。それで災害の発生量を出して、最大でこれぐらい出ますよということを示した上で、実際には、被害の状況によって、発災後の計画をどうやって迅速に出すかというようなことについては、都がある程度示して、区市に実際の作業をやってもらうことになるだろうと。

その対応策についても、今お話がありましたような事前にとっておく対策まで盛り込むべきなのかどうかということも今回議論していただいて、この後、拡大部会の中では、区市の方も入っていただいて議論をすることになりますけれども、そういったところでも、どこまで都の災害廃棄物処理計画に書き込んでいくかということについても、御意見をいただきながら進めていきたいなと思っております。

実際に発災した直後に、一義的に処理を行う区市がスムーズに処理ができるように、あるいは、今お話が出ましたように、被害を減らすためにこういったことをやっておくことが必要かということ、それから、大量の廃棄物が発生した際には、都内では処理し切れないとすると、都外の処理をお願いするに当たって、こういった準備が必要かといったようなことをなるべく実効性の高い形で書き込んでおきたいと。

書き込む内容についても大どころと、それから細かいところ、次回送りになるようなことも含めて御意見を出していただいて、まとめていただければなと思っております。よろしく願いいたします。

○宮脇部会長 どうもありがとうございました。

○堀計画課長 すみません、もう一点ですね、区市町村のデータをどう扱っていくかというところでございますけれども、都として、公表することは、今の段階では特に考えてはいないところでございますけれども、データとしてはございますので、区市町村の求めがあれば応じていくのかなというふうに考えてございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

計画の中には明示しないけれども、データはあるというようなことですね。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

大体、今御紹介いただいた風水害の対応強化の辺りは、大体意見をいただいた感じでよろしいでしょうか。

(なし)

○宮脇部会長 それでは、続いて、災害廃棄物処理計画、これの更なる実効性向上という内容について、事務局より御紹介いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○堀計画課長 大変失礼いたしました。ミュートになってございました。

検討事項3でございますけれども、こちら各主体との役割分担の整理ということでございます。

国の指針では、平時、一部事務組合を構成している市区町村で、災害時においても一部事務組合等と連携して災害廃棄物処理に努めるというような記載がございます。

平成27年9月の関東・東北豪雨の際には、災害廃棄物の性状と施設側で受入可能な廃棄物の性状が、ギャップが非常に大きかったということで、どういったものを持ち込めるかということについても十分に事前に協議をしていく必要があったということが指摘されてございます。

都内においては、平時、一部事務組合で処理を行っている区市町村が複数ございますので、こういった点はしっかりと把握をしておく必要があるのではないかなというところでございます。

論点例としましては、平時において、都内の区市町村と一部事務組合について整理しておくべきことは何かということを挙げさせていただいております。

次ページに、現行計画における各主体の役割というものを示させていただいております。こちらでは発災前、発災後、フェーズごとに都でありますとか、区市町村、事業者がどのような役割を担うのかということを整理しているところでございますので、こちらについて、これまでの教訓等を踏まえながら、もう少し詳細に書き込んでいくですとか、深掘りを進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、次ページ、検討事項の4、各主体との連携強化についてでございます。

こちら、指針におきましては、民間事業者団体が災害廃棄物処理に果たす役割が大きかったということで、地方公共団体が平時から災害支援協定を締結するなどを検討していくというように示されているところでございます。

また、こうした民間事業者との連携については、都道府県が民間事業者団体と一括して協定を締結しまして、市区町村がその協定を活用することも考えられるということも指摘されてございます。

一方で、過去の教訓といたしましては、そういった協定を締結していたものの、どういった業務を担っていただくかというところを決めていなかったために、初動期の対応に遅れが出たケースもあるということでございます。

こうした中で、論点例といたしましては、都が協定を結ぶべき団体として、どのよう

なものが考えられるか。また、実効性を図るために、どのような取決めが必要であるかというところが挙げられるかなというふうに考えてございます。

次ページに、東京都以外の道府県ですとか、あと都内の区部、多摩のそれぞれの自治体がどういった団体と協定を結んでいるかということを示させていただいております。

産業廃棄物の団体による災害廃棄物の撤去、運搬については、都も含めまして、全ての団体で協定を結んでいるという状況でございます。

続きまして、検討事項５、仮置場の考え方の整理でございます。

こちら、国の指針の技術資料によりますと、仮置場の必要面積の算定として２通りが示されております。四角囲みのところですが、方法１としましては、最大で必要となる面積の算定方法と、方法２については、処理期間を通して一定の割合で処理が続くことを前提とした算定方法というものが示されてございます。

この２のほうは、方法１に比べると少ない面積で対応できるということも言われているところでございます。

論点例といたしましては、搬入から搬出までのサイクルを効率化する方策として、整理しておくべきことは何か。もう一点が、整理する上で、関係者と調整しておくべきことは何かというところが考えられます。

次ページに、参考といたしまして、過去の災害等で仮置場の必要な面積について、実際にどれぐらい用意したのか。方法１だとどれぐらい面積が必要になるか、方法２だとどれぐらい必要になるかということで、試算をさせていただいております。御覧いただいて分かりますと、方法１に比べると、方法２のほうが、必要面積としては少なくなるということが見てとれると思います。

続きまして、検討事項６でございます。住民等への啓発・広報についてでございます。

災害廃棄物を適正に処理する上では、住民や事業者の理解が欠かせないというところは間違いないというふうに思っております。特に平時の分別意識が災害時にも生きてくるということが示されております。

例えばですと、令和２年７月豪雨では、熊本県の自治体において累計約４万８，０００人のボランティアが活動して、非常に貢献していただいたというふうに言われております。

○宮脇部会長 何かミュートに切り替わっちゃったみたいです。

○堀計画課長 失礼しました。

平成３０年の７月豪雨のときには、住民ボランティアの広報・啓発が課題になったというふうに言われております。

こうした中で、論点例といたしましては、平時に住民・ボランティアへの啓発・広報としてどのようなことを整理しておく必要があるかということ、災害時に住民・ボランティアに対して正確な情報を伝えるには、どのような手段を取ることが望ましいのかといったところが挙げられるかなというふうに思っております。

次ページには、参考としまして、住民・ボランティアの広報の現状の例を示させていただいております。

御説明は以上になります。

○宮脇部会長 どうもありがとうございました。

結構検討事項がたくさんございますので、質問される際に、どの検討事項かをちょっと番号を申しただいてから、御意見、質問などをしていただけると助かりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、全体、もちろん順番でもいいし、ばらばらでもいいのですが、まず一番初めがちょうど出ておりますけど、都内ですと、可燃ごみ関係ですと、また複雑であったり、多摩地区は、かなり複雑に一部事務組合とか多くあったりするわけですが、この辺りについて何かコメント、御意見などありましたらいただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

多島委員、よろしくお願いいたします。

○多島委員 ありがとうございます。まず、じゃあ検討事項3についてということです。

そうですね。一つは、やはり東京都、特に23区、特別区においては、市町村の処理責任ではない災害廃棄物といいますか、例えば事業者が復旧に伴って排出するごみなんかは、一応整理としては、市町村がやるのではなくて各事業者の責任において処理するということになっている、これは基本かとは思いますが、そういった認識がまず東京都内の事業者さんで持っていていただくかどうか、災害になったら全部処理してもらえるんでしょうという認識で災害が起きてしまってから、いや、違うんですよという話になってくると、混乱は大きいかなと思いますので、少しこの辺りについては、普及啓発の対象としてというか、役割分担として事業者、排出者として、きちんと位置づけておくということも必要かなと思いました。

また、14ページ、次のスライドの整理の例ですが、一つはそうですね。都民の役割のところですね。発災後は自治体への協力に向けた取組、協力してくださいということで、さらりと書いていますが、もう少し、何といいますか、本当に大変な事になった場合には、住民一人一人の積極的な協力も必要になってきますので、自助、共助も必要になってくると、もう少し細かい都民の役割の想定というのを打ち出していくということも必要かなと思いました。全てがやっぱり行政がやり切れるものではないということは、こういうところを通じて理解をいただく必要もあるのかなと思っています。

あと最後、この整理の仕方ですが、今、災害発生前、発生後で、初動期、応急対応、復旧・復興期をタイムラインで整理されていますが、もう一つの整理の仕方として、ごみの流れの中で、被災地から仮置場に持って行って、仮に二次仮置場を作るなら二次仮置場に持って行って、各清掃工場に持って行って。その後、埋立処分場、このごみの流れの中で区市町村、一部事務組合、都の役割をうまく整理するような図というのは、やっぱり必要かなと思っています。

特別区のガイドラインのほうでは、そういうのがあるかと思いますが、多摩のほうでそういうものも必要かなと思っていますし、特に、こことこの間の運搬を、じゃあ誰がやるんだとか、じゃあ、この仮置場の運営管理というのは誰がやるんだとか、そういうところでポテンヒットにならないように、全体がきちんと誰かが面倒を見るようになっているということを確認するような整理が重要ではないかなと思いました。

以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。御意見として受けていただければと思いますが、

非常に大事な意見が幾つかございました。確認していただいて、事業者の件とか、通常は、もちろん事業者のごみは一般廃棄物とはいえ、事業者責任で処理をするということですが、例え大きな事業者さんはそれでいいんですけど、零細のというか、小規模事業者の場合は、一般ごみと、今までも通常の場合も処理を一緒にしているとか、そういうところも含めて少し細かく普及啓発なんかは必要かなというふうに感じました。ありがとうございました。

あと非常に大事ですね。フローできちんと災害廃棄物の流れを確認して、それぞれのこの表の中身なんですけど、抜け落ちがないかどうかという確認が必要だという御指摘だったかと思います。特に多摩地区ということでしたね。ありがとうございます。

何かコメント等はございますか。

○堀計画課長 ありがとうございます。御指摘の点も含めて、しっかりと検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○宮脇部会長 では続きまして、森委員、よろしくお願いいたします。

○森委員 ありがとうございます。検討項目の5と6に関して、二つ意見を申し上げたいと思っています。

まず、5と6両方にかかるかなと思うんですけども、仮置場の算定方法で、仮に方法2を取るぞと、区市町村の方が決めた場合に、2の場合はあれですよ、分別しながら出せるものは出しながら、多分常に出し入れをしながら運営をするということだと思うんですが、その大前提となるのが、分別ができてることかなと思います。きちんと仮置場が整理をされていないと、この方法2は、現実的には難しいと思うんですね。なので、方法2をもし採用するのであれば、それは検討事項6の住民への徹底した情報共有と啓発というのがセットでないと、恐らく現実的には成り立たないのではないかなと。この辺りの5と6をばらばらに検討するというよりは、5で仮置場の考え方をこう捉えるのであれば、住民の方には、特にこの発災後にどう分けるのか、どう持ってくるのか、その辺りをかなり重点的にやる必要があるということは、どこかに関連をお示ししておく必要があるのかなと思います。

水害の場合は、特にみんな早く片づけたくてしょうがないという傾向が毎回あるものですから、場合によっては、この方法2を取るのであれば、仮置場がいっぱいになって出さなきゃいけないタイミングのときには、出すのを我慢していただくという、どう出せばいいだけではなくて、このタイミングまでちょっと1日出すのを待っていただくとか、そういう必要も出てくるので、場合によっては出さないというか、我慢していただくということも含めて方法を検討する必要があるかなと思っています。

2点目は、検討事項の6のところ、平時の住民の方への啓発をどうするかということなんですけど、私もここ数年、川崎市さんの、川崎市というよりは、川崎に拠点を置いている市民団体さんといろんな取組をチャレンジしているところなんですけど、とてもその中で思うのは、災害廃棄物という、我々にとっては重要事項ですけど、一般の方にとっては非常にマニアックなトピックスなので、災害廃棄物について啓発をするとか、住民の方に議論していただくといっても、なかなか人も集まりませんし、何それという感じで、取っかかりが見つけにくいと。なので、災害廃棄物を前面に出して広報するというのは、あまり得策ではないなというのがここ数年やってみた感触です。

どういうふうに、じゃあ、しているかというのと、もともと防災分野で関心のあった方々ですね。それは人命救助も含めて、防災で活躍しておられる関係者の方、それから先ほど高田委員からも気候変動適用との関わりがありましたけれども、環境問題をいろいろやっている団体の中で、気候変動をやっている人たちにとっては、意外とこの関心が高くて、災害時のテレビで映るごみがああ後どうなっているのか実はすごい気になったんだという方が、もともと気候変動とか環境問題に関心がある方というのは、割とヒットしやすいのかなという感覚があります。

なので、ボランティアとか、啓発を事前にやるときは、災害にくくるんじゃないくて、防災のイベントとセットにするとか、気候変動とか、ほかの環境問題に関心がある人が集まるようなところでこの話題をセットにするとか、そういった工夫をしながらやるといいよというようなことが、どこかに市区町村へのメッセージとして書ければいいかなと思いました。

以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

では続けて、岡山委員、よろしくお願いします。

○岡山委員 いいですか。都の、先にコメントを。

○宮脇部会長 じゃあ、すみません、ごめんなさい。

何かコメントがあれば、よろしくお願いいたします。

○堀計画課長 貴重な御意見、ありがとうございます。その辺りはしっかりと我々としても把握しながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○宮脇部会長 それでは、岡山委員、よろしくお願いいたします。

○岡山委員 すみません。お願いします。

森委員に反対する気はないんですけれども、例えば今年度9月24日に発災しました台風15号で水害を受けた静岡市清水区に10月1日と11月7日、2回行ってまいりました。その状況を見ていても、ちょっと発災から1週間だったんですけども、すみません、何かちょっと整理されていないんですけど、静岡市の災害廃棄物処理計画においては、きちんと仮置場を三つに整理しています。

三つ、どういうことかというのと、仮置場が開設するまで持ってくるなというのが、実情無理なんです。水害に浸かって床上浸水した人が、雨が上がったなら一刻も早く片づけたいのは、もう本当でして、それをしばらく待てということは、まず不可能です。川崎市も令和元年台風の前にはそういうパンフレットを作っておりましたけれども、実情、そうはならないんですよ。であれば、最初から静岡市でいうところのごみ集積場等、ごみステーションという言い方をしていますけれども、緊急仮置場という言い方をすることもあります。小金井市の災害廃棄物処理計画では、緊急仮置場という言い方をしていますけれども、つまり家の近くのふだんごみを捨てているステーションの辺り、あるいは近隣の公園、空き地等々といったところに、まさに緊急仮置きとしてそこに集積してくださいという形になるわけです。ですので、ここで言うところのまさにこの方法2になるんですが、そこにできるだけ分別して出してもらって、かつ、これは自治体が所掌しているものとして、もう次の日ぐらいからですね、できれば。できれば当日から吐き出しをしてもらいたいというのが非常に重要なフローであろうかと思います。

清水押切南地区のふれあい公園というところでも、24日の朝3時に被災をして、7時に開設しています。4時間後ですよ。そういうスピード感を持って、ビニールシートを敷いてやっていたんですけれども、あっという間に山積みになってしまう。混廃になってしまうわけです。混廃になって入り口をふさいでしまう前に、できるだけそこから吐き出していくようなスピード感が多分重要であろうというふうに考えておりますので、先ほども言いましたけども、片付けごみの搬出がすぐに始まる時には、仮置場までのプロセスとして、あそこに一旦緊急仮置きとか、家の前の仮置き、路上への仮置きというものがあるんだということを、むしろ前提としたような計画にしておくのが、まず肝要ではないかということと、それから、市民への広報については、そういうところが開設されますので、そこに対して6分ぐらい、5分でもいいんですけども、のようにして積むようにしてくださいといったことは、事前にしておくのがいいのかなと思うんです。

その場合の広報ツールとしては、どちらかというところ、お片づけするときには、まず本棚であれば、そこに入っている本、たんすであればその中に入っている服などから出てきます。冷蔵庫であれば、中身の食品から出てきます。そういったように出しやすいもの、袋に入ったものから出てくるんですね。それが全部出切ると、出尽くすと、今度は大きなものが出てくるという順番が、大体これ、いつもそうなんです。決まっていますので、そういった出し方を、むしろこういうふうに出してくださいねと、それはこういうふうに分けて置いてくださいねということをやると、お片づけが早く進みますよといったような、市民に対する何か片づけマニュアルのような広報をしていくというのが、私としては一番有効ではないかというふうに考えています。

すみません、これが一つ、1点、長くなったところなんですけど、あと、もう一つは、協定をどこと結ぶかなんですが、同じくこの部分において重要になるのがやっぱりボランティアです。重いものをもう被災者だけでは出せないで、ボランティアが入ってくるんですが、これも早ければ、本当に二日後、三日後ぐらいから入ってきます。それが有機的に動くためにはどうすればいいかというと、やはり緊急仮置場は一義的に所掌しているのは、自治会とか、東京では町会になるのかもしれませんが、そういった地域団体、地域の防災団体との自主防災組織との連携と、それから社会福祉協議会との平時の連携といったものも、恐らく重要になってこようかと思います。そこに対しても速やかに緊急仮置場でこういう集積をしてくださいといったような情報を伝えるという行政との連携というものが重要だというふうに考えています。

すみません、以上です。

○宮脇部会長 どうもありがとうございます。事例の中身と具体的なことと、少し見方が違うところもあったというようなことだったかと思います。

都のほうで、よろしいですか。なければ、もう先に行きます。

ありがとうございます。

すみません。次、高田委員、よろしくお願いいたします。

○高田委員 すみません。私は、検討事項4のところ、先ほど岡山先生がちょっと触れられましたが、あまり皆さん、御意見を言われていないので、連携強化の話なんですけれども、割と水害のところの初動期のごみ出しみたいところに、皆さんの議論がち

よっと集中していたように思うんですけども、想定災害としては、地震もありますし、都内の場合には、かなり大規模災害が起きるおそれがあるということが、この計画の前提になっていると思うので、そうすると、ここに2行目のところで、産業廃棄物処理事業者団体、建設事業者団体云々と書いてありますけども、下のほうの説明では、都産協さんとは協定を締結しているという話があったんですけども、私、もともと阪神・淡路大震災のときの被災者であり、行政の経験もあったんですけども、それとか東日本大震災とかいう、いわゆる本当の大規模災害では、どちらかという、産業廃棄物の処理事業者さんの能力だけでは、やはり処理できないぐらいの廃棄物量が発生してしまうというのが、もう実態なので、結局そういう大規模災害のときには、ゼネコンさんの出番が物すごく多いんですよ。都でも大規模災害が起きたときには、実際にはそうなると思います。ゼネコンさんなんか、まず最初は、災害直後は、多分インフラ復旧とか、そっちのほうに主力を投入されるということになると思うんですけども、最後、仮置場とかに物が集まってきて二次仮へ移るというような形からは、結局もうそういう膨大な量のものを面倒を見るというのは、ゼネコンさんの出番にしかならざるを得ないと思うので、そういった少し大きい、ちょっと引いた観点から見ると、都産協さんとの協力協定だけで十分なのかなというのはちょっと思うので、日建連さんみたいな感じのゼネコンさんの部分も協力していただくことを前提に、何かこの災害廃棄物処理計画の枠の中で協力を、ゼネコンさんも当然協力するというのは、頭の中に絶対あると思うんですけども、どういう形でやればスムーズかというようなことを一つちょっと考えておいたほうがいいのかというふうには思いました。彼らは物すごく人的にも資源的にも導入力があるので、仮置場の用地がないと困っているところなら、その大きな建物で壊しやすいところがあったら、先に優先的にそこを解体しちゃって、広場を広げて仮置場にそこをしちゃうというようなこと、阪神・淡路大震災のときにも実際にそういうことを行っていましたので、そういうことまで含めて協力していただければいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○宮脇部会長　ありがとうございます。

事務局のほう、何かコメントはございますか。

○堀計画課長　貴重な御指摘をありがとうございます。その辺りもしっかりと踏まえていきたいというふうに考えております。

○宮脇部会長　ありがとうございます。

それでは、多島委員、よろしくお願いいたします。

○多島委員　ありがとうございます。

ほかの委員の皆様の御意見を伺いながら、ちょっと追加でコメントさせていただきたいなという点がありまして、そうですね。一つは、検討5番ですかね。仮置場の考え方のところ、森委員だったかと思いますが、ほかの先生かな、住民仮置場を、一次仮置場の前に位置づける仮置場の話があったと思いますが、ここは私もちょっと気になっているところでして、特別区のガイドラインですと、たしか道路啓開に伴って発生するものは、応急仮置場というところに持って行って、住民の皆さんは、一旦住民仮置場というところに持って行ってもらって、住民仮置場から一次仮置場に持っていく

のが区の役割で、一次仮置場に集めたものを今度二次仮置きに持って行って、それは誰がやるのかちょっとよく分からないですけれども、そういう応急仮置場、住民仮置場、一次仮置場、二次仮置場という想定があったように思います。この辺りは、考え方はやっぱり都の計画としても、特別区ガイドラインとの整合を図っていく必要があるかなと思いますので、考え方の整理が必要かなと思っています。

結構区の方とお話ししていると、応急仮置場、住民仮置場辺りの理解について、認識のばらつきがあったりしますので、これを機にそこはきちんと整理しておくということが重要だと思っています。

あと検討4番、今の点とも関連しますけれども、協定の内容として例えば仮置場用地を提供してもらうとかということでの協定なんかもしかしたら、特に土地のない都内においては、都が率先してやっていく余地はあるかなと考えているところです。

最後、検討6ですかね、普及啓発のところで、これも森委員、岡山委員から出ていたところですが、やっぱりボランティア、社協への広報、啓発は重要かと思いますが、私も最近、ボランティアの関係者とお話しする機会があって思うんですが、やっぱりボランティア関係者の皆さんはすごくノウハウを持っていらっしゃって、ごみがどういうふうに出されるとか、実態としてこういうことは対応し切れないとか、ボランティアでも何でもかんでもできるわけじゃないようなこととか、すごくお話を聞いて参考になっています。そういう意味で、何か都として、あるいは市町村として社協に啓発するとか、啓発をお願いするとかということではなくて、もう少し、何ていうか、ノウハウを吸い上げるような形で連携して協議するような場を設けてはどうかなと思っています。それも社協だけではなくて、最近災害ボランティア団体、全体をマネジメントするようなJVODという団体もありますし、それでJVOD、全社協が連携しながら被災地でのボランティア活動というのを全体として、何ていうか、マネジメントしているというほどじゃないかもしれませんが、見ているところがありますので、そういった団体についても連携を視野に入れていただけるといいのかなと思いました。

以上です。

○宮脇部会長 はい、ありがとうございます。

幾つかございましたけれども、事務局のほうでコメント等はございますか。

○堀計画課長 はい、ありがとうございます。

都と区の整合を図るというところでございますけれども、御指摘の点についてはおっしゃるとおりかなというふうに思っております。市でも、やはり区と違う扱いをしているケースもあろうかと思しますので、その辺り、ちょっと全体を見渡ししながら、どういう対応がいいのかというところを考えてまいりたいと思っております。

あと、ボランティアのノウハウを吸い上げというところですが、なかなかその、私も、今までボランティア団体などとのつながりがもうほぼないような状況ですので、そういった関係の構築とかも考えていく必要が今後の課題としてあるのかなというふうに思ったところです。ありがとうございます。

○宮脇部会長 はい、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

高田委員、手を挙げられていますか。先ほどの。

○高田委員 いや、ちょっとだけ追加で。

○宮脇部会長 お願いします。

○高田委員 すみません。この住民啓発・広報のところが出ていますけれども、この話ですね。また細かい論点に沿った話じゃない話をして申し訳ないんですけども、私、よく、災害廃棄物の初動のときに排出秩序を早く形成するということが大事だというふうに講演なんかでよくお話をさせていただいています。というのは、ふだんの災害がないときのごみの出し方というのは、皆さん必ず住民の方、ルールを守っていただいて、いつ、どこに、どういう分別でゴミを出すかということが理解された上で、それを守っていただいて初めて廃棄物処理のシステムというのは成り立っているという形になるので、災害が起きたときに、もうなるべくそういうシステムを早く構築するというか、そういう排出秩序の乱れが起こらないように、分別だけの話じゃなくて、いつ出すのか、どこに出すのかということを含めて早急なその秩序形成というのが一番大事になるかなというふうに思っています。

その感覚として、一つはその受渡しという感覚があって、ゴミの排出者のほうが、このゴミを出したら誰が取りに来るかというか誰が運ぶかというのが分かっているんで、そこにごみステーションでもそうですし、例えば仮置場をちゃんと開設してそこに住民が持ってくると、それは住民さんから行政のほうに、仮置場の運営管理者のほうにゴミを受け渡したという状態になるので、そうするとお願いします、お預かりしましたという形でゴミが正常に流れていくという形になるんですけども、災害の直後のもう急いで出すというときには、そういう受渡しじゃないんですよ。誰が持っていくかも分からないで、取りあえず要らないものは外に出しているというのは、これはもうどちらかというと受渡しじゃなくて投棄ですよ。もう不法投棄に近いような形。だから、そういう形になるとやっぱりまずいと思うので、計画上のそのストーリーづくりをする中でも、先ほど緊急仮置場みたいな話もありましたけれども、それはそれでその地域の事情によってそういうことが必要になってくるというのは当然、もう都内では理解できますので、そのときに、じゃあ、それを誰が持っていくんですかとかいうこと、それを皆さんがちゃんと相互に、行政側も住民側も理解できるような、そういうような形のストーリー構築をやったりしていかないと、何か数字だけ合わせてもしょうがないのかなということがあります。だから、論点整理のところ、ゴミの流れに従ってというようなことを先ほど多島委員がおっしゃいましたけども、そういう中で誰から誰へ、どの場所へゴミを渡しますよというようなことが分かるような形で整理していただくのが一番いいのかなと思います。

以上です。

○宮脇部会長 はい、ありがとうございます。

都のほうでコメント、いかがですか。ありますか。大丈夫かな。

○堀計画課長 貴重な御意見、ありがとうございます。

○宮脇部会長 岡山委員、どうぞよろしくお願いします。

○岡山委員 すみません、私もちょっとだけ追加させてください。

ボランティアなんですけども、私、すみません、20年ぐらいボランティアに割とこだわっていたのは、2000年の平成12年の東海豪雨のときからなんですけど、結局、

災害ごみを家の中から外に出すという行為は行政ができないじゃないですか。そこには民有地なので行政が入り込めない、ですから、災害廃棄物の処理は実は家財を屋外に出すところから始まるけれども、そのプロセスは行政ができないので、そこは自分でやってくださいということなんです。しかしながら、それが誰もが自分でできないので、そこをお手伝いに来るのがボランティアなんですね。ということは、ボランティアというのは一義的には、何ていうか、お友達であったり親戚と同じような位置づけなんです。ですので、その人たちが、社会福祉協議会がボラセンを立ち上げるようになってはいるんですが、必ずしもそこを通して来るわけでもないですし、ボランティアはボランティアという割とふわっとした団体だと、親戚ぐらいたというふうに思っても、私としてはいいと思っています。

その意味で、すみません、先ほどは社会福祉協議会にもと言いましたけれども、各自治体が福祉部局を通してここにアクセスするのは結構ハードルが高いんです。それを通常時からやるよりは、やはり、もう本当に発災直後にここに緊急仮置場というフローを作るのであれば、そこにどのように出してくださいという情報を真っ先に行政のホームページなどに流しておく、全てのボランティアは必ずスマホでその情報を取って動きますので、そのボランティアに対する広報というのはむしろ本当にSNSを使ってでも、ホームページを使ってでも最初に出しておくというのが非常に重要だと思います。それをもって社会福祉協議会のほうでもボラセンもそれを見て多分配置をしていくようなことになると思いますので、必ずしも、すみません、先ほどの訂正なんです、社会福祉協議会と平時の協力というものを必ずしも重要視するつもりはないです。

むしろ、通常時の連携はどちらかというと産資協さんとか都産協さんとかですよ。先ほど高田先生もおっしゃっていましたが、あのほうがちょっと重要でして、というのも、基礎自治体は産廃業者さんのことを知りませんから、その連携を保っていくのは一義的にはやっぱり都になるじゃないですか。都が持っているその連携体制を何かあったときには多分支援という形で調整をしていくというような役割になるんじゃないかなというふうに思いますので、もちろん基礎自治体と直接、都産協さんたちの連携も進めるほうがいいと思いますけれども、その整理としては、どちらかというと発災後に都が情報支援をする、こういった情報支援をするといったようなことのほうが多分スムーズにいくんじゃないかというふうに私は考えています。

以上です。

○宮脇部会長 はい、ありがとうございます。

今のコメントについて、いかがでしょうか。よろしいですか。

○堀計画課長 はい、ありがとうございます。ボランティアの広報の方法とか、なかなか我々でもよく分からない部分を教えていただきましてありがとうございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

では続きまして、森委員、よろしくお願いいたします。

○森委員 はい、すみません、手短に。ちょっと先ほど言い忘れたことを1点なんですけれども、検討事項の4について、連携強化についてなんですけれども、今日の議論では比較的協定先の話も出ていたかなと思うんですが、一方で、都と市区町村との連携強化というのも非常に重要なと思っています。平時にこの連携強化を試みる一番代表的な

手法というのはやっぱり研修かなと思ってまして、もう冒頭のお話であったとおり、今、都内の８０％の市区町村がもう既に計画を持っているということです。そろそろこういった研修の中に自分たちが作った計画を持ってきて、都の計画とすり合わせたり自分たちの計画が一体どこがうまくいっていないとか、ほかの市区町村と何が違うんだというリアルな計画をベースにした研修というのがそろそろできる時期かなと。こういったものも今後企画していくと、実効性を上げるという意味では非常にいいかなと思っておりますというのが一つ、コメントでして、もう一つ、ネットワークとか連携強化で、被災した現地で一緒に活動するという、多分、これに勝る連携強化はないと思うんです。今日の会議だったか、先日の委員会だったか、これまで他県、他の都道府県で発生した災害に手伝いに行って、そこでいろいろ現地の情報とかノウハウを積んでこられたというお話があったと思うんですが、これは東京都の職員の方が行かれているのか、それともそこに市区町村の方も一緒に行くというようなスタイルになっているのか、ちょっとここだけ確認させていただきたいと思いました。

○宮脇部会長 はい、よろしくお願いします。

○堀計画課長 じゃあ、１点目についてでございますけれども、今、私どものほうで区市町村の職員を対象とした研修をやっております、その中の一つとして、どこかの自治体が実際に作った災害廃棄物処理計画に沿う形で図上訓練を行うということはやっております。

ただ、それぞれの自治体の計画のどこがよくて、どこが悪くてみたいなのが分かるような形にはもしかしたらなっていないかもしれないので、ちょっと今段階でどういう研修がいいのかというのは何ともイメージがつきづらいところでありますけれども、そういったものも今後研修のメニューとして考えていければいいかなというふうに思いました。ありがとうございます。

○荒井資源循環計画担当課長 ２点目については私、事務局の荒井のほうからお答えします。

他県で発生した災害廃棄物の事務支援でございますが、平成３０年度西日本豪雨では広島県のほうに、まず国、県から都のほうに派遣要請があつて、都が行きました。その中で、今後その区市町村のほうで災害処理の報告書を作るという段階になって、東京都内の区市町村の皆様研修して、その方を連れて広島県内の市町に入つて、いろいろ事務支援をした、そういう経験がございます。また、令和元年の房総のほうの台風につきましては、都と区市町村の方も一緒に事務支援に入ったりとか、また、その際にはどうしても災害廃棄物、他県とかの清掃工場に持っていくというところが、必要数は持っていけば処理してくれるんですが、その運搬車両がなかったという形で、それは都内に戻つて区市町村の収集車、人とともに派遣先に来ていただいて、現地の状況を見つつ、いろいろ応援していただいた、そういった経験がございます。

以上でございます。

○森委員 ありがとうございます。では、もう既にあれですね、市区町村の方が一緒に活動されていることで大変心強く思いました。多分こういった一緒に現場に行くことで、例えば東京都には荒井さんというすごい人がいるとか、何とか市には何かこの人がいるというキーパーソンの顔も見えてくるので、その連携強化という意味では非常に有効か

なと思いました。

以上です。

○荒井資源循環計画担当課長 ありがとうございます。

○宮脇部会長 どうもありがとうございます。

大分時間が押していてすみません、私が話に深く聞き込んでしまってちょっと長くなってしまうけれども、すみません、私のほうからも。

検討事項3のところ、これはコメントなので回答とかではなく、回答不要なんですけど、特に、一部事務組合関連とあったんですが、多摩地区は結構一部事務組合、通常時、平常時の廃棄物処理についてもかなり複雑に入り組んでいるところがあって、さらに災害廃棄物の計画に至ってはまだまだという、まだ立てていないところも複数存在するというので、この辺り、基本的な考えを示していくというのも大事なんですけども、計画ができたらずい、東京都のほうで少し協力をしていただいて、連携がきちっと取れるような形を何か作っていくというようなことも、ぜひお願いしたいと思っています。多分、自助というか、計画を見て、皆さん、どうぞやってくださいという形ではなかなか簡単に進まないというような状況になるかと思っています。

ありがとうございます。こちら、回答は結構です。

それでは、そのほか、よろしいでしょうか。また追加の意見とかコメントがございましたらメール等で事務局へお送りいただくということで、少し先へ進みたいと思います。

それでは、今後のスケジュールについてということで、（４）ですね。こちらについて事務局から説明をお願いいたします。

○堀計画課長 はい、御説明させていただきます。

本日が部会の第1回ということでございまして、部会については今後、秋口までに5回程度開催させていただきたいというふうに思っております。それと併せまして、拡大部会という形で、今、資料の次ページでございすけれども、部会の委員の皆様に加えて区市町村の職員ですとか一部事務組合の職員、あと環境省の方々にも加わっていただいて、部会で議論したところを実際に処理する立場などから再度確認をしていただくというふうに考えております。この拡大部会については2回程度開催をしてまいりたいと思っております。

こうした中で、来年の5月中旬頃を目途に中間の取りまとめ、最終的には来年の9月の下旬辺りに答申をいただいて、9月の下旬頃に新計画策定というスケジュールで進めさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○宮脇部会長 説明、ありがとうございます。

ただいまの内容につきまして、何か質問など、御意見も含めてですが、ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

（なし）

○宮脇部会長 ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、拡大部会も含めて検討を進めていくということでございます。

それでは、先へ進ませていただきます。議事の（５）、その他というところになりますけれども、こちらについて何かございますでしょうか。

○堀計画課長 事務局からは、本日は特にございません。

○宮脇部会長 分かりました。

委員の皆様方、何かどうしても、短時間でも結構なんですが、言い残したことがございましたらお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

○宮脇部会長 はい、ありがとうございます。

それでは、ちょっと私の不手際で大分伸びてしまいましたけども、これで本日の議題は全て終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

最後に事務局に進行をお返しします。ありがとうございました。

○堀計画課長 本日は、長時間にわたりまして、活発な御議論をいただきましてありがとうございます。本日の内容を基に、さらに災害廃棄物処理計画の策定に向けた検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

これで第1回災害廃棄物処理計画部会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

(午前 11時59分 閉会)